

社会保障論評23-009号 (作成日: 2023年7月13日)

「病で困窮する外国人 生活保護の外」 朝日新聞2023年6月20日付朝刊20面

- 「日本に住むガーナ人の男性が生活保護の利用を求めて自治体に裁判を起こしている」ことに対して、「在留外国人が過去最多となり、困窮者も増えているが生活保護を利用できる人は限られる。外国人の生存権をどう保護していくのか。」と問いかける記事である。
- 記事にあるように、「生活保護法第1条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて…必要と認める保護を行うこと」(厚生省社会局長通知)となっている。
- ただし、「対象となる外国人は定住者や特別永住者などに限った運用とされている」ので、技能実習や留学などの場合には、対象とはしていない。これに対し、原告弁護士は、生活保護法上の「日本国民」を「日本社会を構成する」外国人にも拡張すべきとする。
- この問題は、実は、「ベーシック・インカム」の議論における最重要論点でもある。理念的に言えば、「すべての国民」を対象にするよりも、「すべての人」を対象にする方がよいとは誰にでも言えるが、それは、制度の実施可能性を無視した空論と言うしかない。
- 外国人支援の大沢氏は「目の前に人が倒れていたら『この人は在留資格をもっていないから医療を受けなくても、助けなくてもいい』とはできない」としているが、公的医療制度のない米国では、実際に民間医療保険に加入していない人が放置される例が起きている。
- 他にも、日本では無料の救急車について、海外では、有料となっているケースが少なくない (https://www.homemate-research-fire-department.com/useful/12577_facil_080/)。単純に、日本の状況だけを踏まえて、外国人の問題を考えるわけにはいかないのである。
- こうした状況下で、厚生労働省の担当者が「基本的には自身の国が生存権の保障をすべきであると考えている」点は理解できるし、その観点から、実効性は乏しいようだが、「領事館などに保護や援護ができないか確認する」としているのも、適切であると思われる。
- 「外国で暮らす自国民を現地で保護する制度がある国はなく」(花園大/吉永純教授)とのことだが、そんな外国人を保護する国はあるのか、『外国人と社会保障』をしてみよう (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999336_po_20080110.pdf?contentNo=10)。
- 「諸外国においても、外国人への社会保障制度の適用は、社会保険と公的扶助とで取扱いが異なるのが一般的である…無拋出制の公的扶助制度では、適用が制限される場合も少なくない」とのことである。内外無差別では各国で構築された社会保障は崩壊しかねない。
- もっとも、日本の場合、移民を厳しく規制する一方で「外国人の労働力を活用する政策」として、奴隷労働とも言われた技能実習制度で外国人を使い捨てにしてきた責任はある。そんな非道を行い加担してきた連中に、責任を負わせる必要があるとは言えるだろう。
- 日本の将来人口予測によれば、2070年の日本の人口の1割は外国人になり得るとされる。そんな時代が来るのかどうかを展望する前に、どうすれば日本国民の安全と安心を図ることができるのかを真剣に考えることこそが、日本の政府や国民に求められよう。(以上)